

大口町文化財維持管理業務交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町文化財保護条例（平成19年大口町条例第8条）第4条の規定に基づく文化財（以下「町指定文化財」という。）の維持管理に要する経費として、所有者に交付する交付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び交付金の額)

第2条 交付金の交付の対象となる町指定文化財及び交付金の額は、次のとおりの年額とする。

(1) 史跡 古墳1件につき1㎡に90円を乗じた金額で上限5万円

(2) 天然記念物 1件1万円

(交付の決定)

第3条 町長は、交付すべき交付金の額を決定し、大口町文化財維持管理業務交付金交付決定通知書（様式第1）により、所有者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第4条 前条の規定により交付決定を受けたものは、速やかに請求書（様式第2）を提出し、交付金の交付を受けるものとする。

(その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成19年4月1日 大口町告示第54号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日 大口町告示第56号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町文化財維持管理業務交付金交付決定通知書

年度文化財維持管理業務に対し、下記のとおり交付金を交付することに決定したいので通知します。

記

- 1 交付金交付決定額
- 2 交付の条件

交付金は、文化財の維持管理に要する経費に充てるものとする。

- 3 その他

年 月 日までに別紙請求書を提出するものとする。

様式第2（第4条関係）

請 求 書

年 月 日

大口町長 様

住 所

氏 名（名称及び代表者氏名）

金 円

年度文化財維持管理業務交付金として、上記金額を請求します。

振 込 先	銀行（農協）	支店
預 金 の 種 類	普 通	当 座
口 座 番 号		
口 座 名 義 人		